



区民意見提出手続
(パブリックコメント)

令和5年(2023年)
6/9
No.1885

SETAGAYA 区のおしらせ

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール 午前8時～午後9時(年中無休)
☎03-5432-3333 ☎03-5432-3100

災害情報

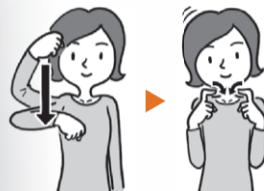
▶災害・防犯情報メール配信サービス
<https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/>
▶公式Twitter @setagaya_kiki
▶FM ラジオ 83.4 さん (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

(仮称)世田谷区手話言語条例(骨子案) にご意見・ご提案をお寄せください



手話で伝えるわたしの気持ち、
手話で伝わるあなたの気持ち

おはよう



こんにちは



ありがとう

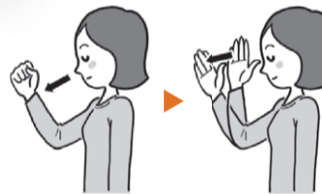
はじめまして



こんばんは



よろしくおねがいします



どう しましたか?



[何]

[ですか?]

この条例では、まず手話が独自の文法を持つ一つの言語であるということを明記します。その上で、手話を必要とする様々な世代の人々が、自分の特性に応じて、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることができる環境づくりを推進するための基本となる考え方や必要な施策を講じていくことについて定めます。

このたび、区民の方や障害当事者、家族をはじめとする関係者の方で構成する検討委員会や地域保健福祉審議会、障害者施策推進協議会等でのいただいたご意見をもとに(仮称)世田谷区手話言語条例の骨子案をまとめました。皆さんのご意見・ご提案をいただき、条例の制定の検討を進めます。

☎障害施策推進課 ☎5432-2958 ☎5432-3021

郵送提出用 宛名用紙

1 5 4 8 7 6 6
128
料金受取人払郵便
世田谷局承認
3128
差出有効期間
2023年
7月3日まで
(切手不要)
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。
住所/世田谷区 丁目 番号
差出人 氏名/

手話は、手の形、位置、動きの方向や大きさ、顔や体の動きで相手に意思を伝えることができる言語の一つであり、聴覚障害者(ろう者)など手話を使う人の生活に根付いた文化でもあります。言語である手話は、人と人がつながるための大切な会話の一つですが、「身振り」や「ジェスチャー」と混同され、言語として扱われずにきた歴史があります。

区では、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定し、区民等が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に取り組んでいます。

手話を使う人の気持ちを理解し共に生きるために、手話が言語であることの理解を深め、手話を必要とする人の権利が尊重されることが必要です。このためにも、(仮称)世田谷区手話言語条例の検討を進め、手話を必要とする人が安心して暮らせる地域社会の実現をめざしていきます。

条例の骨子案をご覧ください、皆さんからの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

(仮称)世田谷区手話言語条例の制定を通じて地域共生社会の実現をめざします

手話は言語であるってどういうこと？

日本語や英語などの音声言語を聴いて覚えるように、手話言語は見て覚えます。話も手話でします。文字で書かれた文章などを読むときも、手話に置き換えて理解します。

このように、手話は音声と同じ機能を持つ言語です。



手話は日本語や英語等と同等な言語です

手話は4つの要素から成り立っています



条例の基本的な考え方

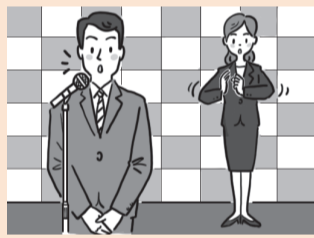
目的・基本理念

- 手話を必要とする人の権利が尊重される環境を整備します。
- 手話を必要とする人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会をめざします。
- 手話が言語であることなど、手話の理解の促進や普及を進めます。



条例に基づく主な取組み

手話に対する理解の促進や手話の普及のための啓発活動を行います。



手話を必要とする方が区政に関する情報を速やかに取得できるよう、手話を用いた情報発信や遠隔手話通訳の提供に取り組みます。



手話通訳者を増やすための施策に取り組むとともに、その指導者の確保や養成、手話技術及び専門性の向上に努めます。

災害等の緊急事態が起こったときに、手話を必要とする方が、必要な情報を早く正確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるように取り組みます。



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

区HPQ 203431



ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、条例の制定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに9月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

閲覧場所 条例(骨子案)の全文は、区のホームページ(前記二次元コード)、障害施策推進課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本条例(骨子案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 6月30日(必着)

提出方法 ●区のホームページ(前記二次元コード)から
●①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記した書面を郵送(右記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で障害施策推進課(☎5432-2958 FAX 5432-3021)へ
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、障害施策推進課へご相談ください。

スケジュール(予定)	6月	骨子案の公表・意見募集(6月30日まで)
	9月	骨子案に対する意見及び素案の公表
	6年4月	条例の施行

①宛名用紙を貼ります

②郵便ポストへ投入

③郵便ポストへ投入

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

●この宛名用紙は、厚さ1cm以内、重量50g以内の表面にシワや糊の跡を付けないで、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。
●本条例(骨子案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。
●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

切取線